

答 申 書

北見市住民自治推進交付金制度の改正について

平成27年3月

北見まちづくり協議会

平成27年3月11日

北見市長 櫻田 真人 様

北見まちづくり協議会
会長 橘 邦彦

平成27年3月10日付で諮問されました下記の事項について、慎重に協議を重ねた結果、別紙のとおり答申いたします。

記

【諮問事項】

北見市住民自治推進交付金制度の改正について

1. 総括

平成27年度からの北見市住民自治推進交付金制度の改正については、住民自治活動の活性化につながる効果があり、推進すべきものと考えます。

なお、今回の改正後においても、引き続き地域住民の目線に立ったより良い制度のあり方を追求し検討を重ねることが必要であると考えます。

以下に、協議において出された主な意見を示します。

2. 各改正点について

(1) 改正点1「登録要件の変更」

改正を認めます。

【意見】

- ・町内会活動の衰退は、本市のみならず全国的な問題となっており、町内会活動活性化支援の一方策として有効な改正である。
- ・小さな町内会がまとまることに関しては、地域課題の解決の観点から望ましいことと考える。
- ・概ね小学校区単位で一つという枠組みが、住民協働組織の設立が進まない要因であった。今回の制度改正によって良い方向に向かうものと期待する。
- ・力のある町内会は登録できるが、力の無いところは残されていくので、これを救う方法にはならない。2、3の町内会が集まって補い合えるような体制をとる方が理想であり、行政の支援が必要である。

(2) 改正点2「交付金算定の仕組みの変更」

改正を認めます。

【意見】

- ・既存の住民協働組織と新たな組織との関係または新たな組織同士の関係が並列であり、公平感がある。

(3) 改正点3「交付金事業のメニュー化」

改正を認めます。

【意見】

- ・メニューとして示されたことで、活動の偏りが是正され、なおかつ地域が必要としている解決策が明確になる。
- ・町内会未加入世帯の増加が大きな課題となっており、メニュー化されることにより加入促進が期待される。
- ・本来行政が行うべき役割を住民に担わせているという誤解を招かないような説明が必要である。

3. その他の意見

- ・北見まちづくり協議会の総意として、地域自治活動の活性化を図り、協働のまちづくりを進めるため、地域協働まちづくり会議（現住民協働組織）の機能は必要不可欠である。その機能維持のためには、行政の一定程度の支援が必要であるとの認識を共有するものである。
- ・交付金を受けることにより各町内会等に生じた財政的余力については、それぞれの創意工夫により、地域の特色ある活性化につながる活動に使われるように誘導すべきである。
- ・住民協働組織により住民が望んでいた活動ができたことは、今後の超高齢社会を迎えるにあたり成果があったと思う。いろいろな専門知識の力を借りて、地域課題の解決に知恵を出していくべきである。
- ・支援が受けられるという参画や機会の平等を追求すべきであって、皆が受けるという結果の平等は達成できるものではない。
- ・単位町内会、連合町内会と現住民協働組織はどういう形で共存できるのか理解しにくい。
- ・交付金の対象経費として報酬と賃金が認められ、また食糧費も対象になっており、その上限額もいささか多く感じられる。他の補助金制度との統一を図るべきではないか。
- ・交付金、補助金の制度の違いをわかりやすく示すべきである。
- ・制度とその成果について、市民にわかりやすい周知に努めていただきたい。
- ・市と北見市北見自治会連合会とのさらなる連携を図るべきである。
- ・中間支援組織を設け、行政・住民間の円滑で簡易な手続きができるようにすべきである。
- ・地域リーダーとなる人材育成が必要であり、行政支援が求められる。

■北見まちづくり協議会委員

会 長	橋 邦 彦
副 会 長	萬 谷 純 子
委 員	帰 山 哲 雄
委 員	金 林 隆 広
委 員	金 山 美 香
委 員	多 田 昇
委 員	谷 昭 廣
委 員	中 村 嘉 孝
委 員	中 山 一 夫
委 員	夏 井 留美子
委 員	前 橋 修 二
委 員	舛 川 誠
委 員	柳 谷 君 予
委 員	山 上 岩 男
委 員	和 田 恭 明

【委嘱期間 H26. 6. 14～H28. 6. 13】

■協議経過

※諮問前の意見交換

協議回数	日時	場所	内容
第1回	H26.12.15(月) 午後6時	北2条仮庁舎	北見市住民自治推進交付金制度について(意見交換)
第2回	H27.2.17(火) 午後6時	北2条仮庁舎	北見市住民自治推進交付金制度について(意見交換)

※諮問後の協議

協議回数	日時	場所	内容
第1回	H27.3.10(火) 午後6時	北2条仮庁舎	北見市住民自治推進交付金制度の改正について(諮問)
第2回	H27.3.11(水) 午後6時	北2条仮庁舎	北見市住民自治推進交付金制度の改正について(答申書(案))